

資料 2 - 3

「ピルリマイシン」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について（12月3日付けで食品健康影響評価を依頼した事項）

1．経緯

平成16年11月30日付けで「ピルリマイシン」について、関係企業から「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき必要な資料が提出されたことから、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2．ピルリマイシンについて

ピルリマイシンはリンコマイシン系抗生物質であり、一般的な乳房炎の病原菌である *Staphylococcus* 属 (*S. aureus*) 及び *Streptococcus* 属 (*S. agalactiae*、*S. uberis*、*S. dysgalactiae*) 等のグラム陽性菌に対して有効である。米国や EU 諸国等において泌乳期の牛乳房炎の治療の目的として、乳房注入剤として使用されている。

2004年のFAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）において、安全性評価され、ADIは8 μ g/kg 体重/日とされている。

3．今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「ピルリマイシン」の食品中の残留基準設定について検討する。